

五所川原市学生提案型事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外部からの視点と若者ならではの独創性のあるアイデアで地域を活性化させること及び地域や地域の人々と多様に関わる関係人口の増加を図るため、学生団体が行う自主的かつ自発的な活動に対して、予算の範囲内において、五所川原市学生提案型事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第97条に規定する大学院、同法第108条に規定する短期大学、同法第115条に規定する高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校（専門課程に限る。）及び青森職業能力開発短期大学校に在籍する学生3名以上で構成するグループ（以下「グループ」という。）とする。ただし、指導教官や顧問などの指導者がいることを要件とする。

(補助対象事業)

第3条 市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる「若者の定住促進」、「交流倍増」、「元気・健康づくり」に関連した内容で、当市をフィールドに活動・調査研究を行う公益的事業とする。

2 補助対象事業の実施期間は、4月1日から翌年の1月15日までとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象者が事業実施に直接要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、補助対象外とする。

- (1) グループの経常的な運営にかかる経費
- (2) 食糧費
- (3) グループの構成員に対する人件費
- (4) 事業実施グループが支払ったことが明確に確認できない経費
- (5) 事業のために執行したことを客観的に証明することができない経費
- (6) その他補助事業に直接関係のない経費及び社会通念上適正でないと認められた経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、10万円を限度として次に掲げる金額のいずれか少ない額とする。

- (1) 補助対象経費の実支出額

(2) 事業に係る支出総額から収入（参加費等）を除いた額

(申請書等)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、五所川原市学生提案型事業補助金交付申請書（様式第1号）とし、同項の規定により申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 参加者名簿（様式第4号）
- (4) 見積書の写し
- (5) その他事業内容を説明する補足資料

2 市長は、前項の規定による申請について、別に定める募集期間を設け、受け付けるものとする。

(審査)

第7条 補助対象事業の適否及び補助金の交付額等は、五所川原市市民提案型事業審査会が書類審査及びプレゼンテーション審査を実施の上、決定する。

2 前項の審査基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域課題の解決や市の活性化に資すると認められる事業であること。
- (2) 社会性の高い公益的活動であること。
- (3) 事業計画に客観性があり、現実的であること。
- (4) 先駆性、独創性があり、新しい視点の取組であること。

(補助金の交付の条件)

第8条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条第1項の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更し若しくは補助事業に要する経費の配分を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止する場合において、あらかじめ事業計画変更（中止、廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出してその承認を受けること。ただし、事業計画の変更について、軽微な変更の場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

(補助金の交付請求書等)

第10条 規則第6条第2項の規定による請求書は、五所川原市学生提案型事業補助金交付請求書(様式第6号)とし、概算払による場合は、五所川原市学生提案型事業補助金概算払請求書(様式第7号)とする。

(実績報告)

第11条 規則第12条による報告は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の1月31日のいずれか早い期日までに五所川市学生提案型事業補助金実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業実績報告書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) 事業に係る収支を証する書類の写し
- (4) 事業の実施状況を証する写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(研究成果の報告)

第12条 審査の結果、採択となったグループは、活動・調査研究の成果を、報告会で発表する。

(研究成果の活用)

第13条 報告された活動・調査研究成果のうち、特に優れているものについては、市において政策・施策を企画立案する際の参考とする。

(認定証の交付)

第14条 本事業で期待する取組目的を達成したと認められる場合には、認定証を交付する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。